

「石狩西部広域水道企業団見学者用動画作成業務」に関する質問

該当箇所	質問	回答
「対象施設の説明会及び現地見学会」	<p>「対象施設の説明会及び現地見学会」についてです。 「説明会・現地見学会参加申込書」の「注3）」には、「現地（各施設）への移動手段は、参加者各自で手配すること。」と記載されています。 「対象施設の説明会及び現地見学会」は、3月5日か6日のうちどちらか1日、当別浄水場の会議室内においてのみ1時間30分程度をかけて実施され、そして当別浄水場内・当別ダム・札幌ポンプ場・分水施設などの他の施設へ移動する必要はない、という理解でよろしいですか。</p>	<p>○説明会及び現地見学会は、5日か6日のどちらか1日に参加いただくことになります。 ○所要時間は1時間30分です。 ○説明会及び見学会の会場は、当別浄水場のみです。説明会は当別浄水場内の会議室で開催し、見学会は当別浄水場内の浄水処理施設を見学していただきます。 ○当別ダム・札幌ポンプ場・分水施設などその他の施設は、当別浄水場内の会議室でパンフレット等を用いて説明するため、これらの施設への移動はありません。</p>
「対象施設の説明会及び現地見学会」	<p>「（5）その他 ④」の箇所に、「説明会及び現地見学会において、本業務に関する質問の機会は設けない。質問がある場合は、6による方法で企業団に提出すること。」とあります。 これは当日、プロポーザル業務の実施要領、提案説明書、視聴する紹介動画、企業団パンフレット(A4判、B4判)などに関するいかなる内容についても、参加者は企業団説明者に対して直接に行うことができないのでしょうか。それとも、「時間の関係上、所要時間内には質問することができなかった疑問」や「水道技術的に専門性が高い質問」については、企業団へ質問書方式にて質問すること、という意味でしょうか。 双方が相会する説明会と見学会において、質問の機会を設けないとされる理由が分からないためにお教えいただけますでしょうか。</p>	<p>○本業務の実施要領、提案説明書に関する質問については、正確に回答する必要があるため、その場での質疑応答時間を設けておりません。これらの内容に関する質問については、実施要領6による方法で企業団にご質問願います。 ○視聴する紹介動画や企業団パンフレットに関する内容で企業団の組織、施設の概要（浄水処理方法や設備等の性能など）、水道の技術的質問などについては、当日質問を受けて、できる限り回答させていただきます。</p>
撮影方法	<p>当別浄水場の浄水処理棟内で、空撮用ドローンを建物の屋内で飛ばすことをお認めいただけますか。 お認めいただける場合、付帯条件や留意すべきことなどがあればお教えください。</p>	<p>○浄水処理棟内でのドローンの使用については、浄水処理に影響がないと判断した場合には可能ですが、その条件や留意事項については、提案内容を踏まえ、企業団と受託者との間で協議のうえ、判断いたします。</p>
撮影方法	<p>当別ダムの右岸取水設備を、水中ドローンで撮影することをお認めいただけますか。 お認めいただける場合、付帯条件や留意すべきことなどがあればお教えください。</p>	<p>○当別ダムにおける水中ドローンの使用については、企業団に加えてダム管理者である北海道への届出が必要になります。その条件や留意事項については、提案内容を踏まえ、企業団、ダム管理者及び受託者との間で協議のうえ、判断いたします。</p>